屋外広告物法(以下「法」という。)第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を,法第8条第1項の規定により保管していますので,法第8条第2項の規定により,京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成27年9月17日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			伊竺ナ明ね〕た口
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	保管を開始した日
平成27年8月3日	伏見区	桃山最上町	2		_	平成27年8月3日
		墨染町			1	
		深草大亀谷万帖敷町	2		_	
		深草大亀谷大山町	1		_	
		桃山町鍋島	_		1	
		観音寺町	_	_	1	
平成27年8月10日	北区	上賀茂女夫岩町	1		_	平成27年8月10日
		上賀茂柊谷町	2		_	
		鷹峯木ノ畑町	_	_	1	
	上京区	紙屋川町	3		_	
	左京区	一乗寺築田町	1	_	_	
	下京区	西七条南衣田町	_	_	1	
平成27年8月18日	南区	久世中久町	_	_	2	平成27年8月18日
	右京区	太秦安井一町田町	4	_	_	
		太秦安井奥畑町	2	_	_	
		太秦御所ノ内町	2		_	
		嵯峨野宮ノ元町	1		_	
	伏見区	桃山最上町	2	_		
		桃山井伊掃部東町	2		_	
		桃山町正宗			1	
		小栗栖森本町	2			

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			/日 /
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	保管を開始した日
平成27年8月18日	伏見区	小栗栖小阪町	1		_	平成27年8月18日
平成27年8月25日	北区	大宮北箱ノ井町	7		_	平成27年8月25日
	右京区	常盤窪町	_		2	
		嵯峨広沢南下馬野町	_	3	_	
		嵯峨広沢南野町	_	5	_	
平成27年8月31日	中京区	亀屋町	_	_	2	平成27年8月31日

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町42番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話:075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)